

# 意見陳述

東京地方裁判所刑事11部 御中

2008年6月24日

被告人 宇治橋 眞一

## 1 検察官の論告求刑について

### (1) 「犯情悪質、反省がない」について

検察官は前回の論告求刑において、私の集合ポストへの政党機関紙号外の投函行為について、「犯情悪質であり反省がない」としています。しかし、政党機関紙号外の投函は犯罪として悪質なものでしょうか。それとも、政治的ビラの投函において軽重があるのでしょうか。池尻住宅は平穩そのものでしたし、迷惑を受けた人はいなかったと思います。政党機関紙の投函行為を悪質などによく言えたものです。

また、私の行為によって公務の円滑な運営が阻害されていないことは、私の前の2人の課長も証言されています。問題が発生したとすれば、公安警察・検察が、何の犯罪性のない私の行為を犯罪だと騒ぎ立て、私を逮捕・起訴したことによって、厚労省統計情報部社会統計課の業務に支障をきたしたただけだったと言えます。公安警察・検察の行為そのものが悪質極まりないものだったのです。

さらに、私に「反省がない」と言っていますが、なぜ反省しなければならないのかわかりません。むしろ、反省がないのは公安警察・検察です。公安警察・検察は、2004年から何の問題もない政治活動を、住居侵入罪や国家公務員法違反として犯罪に仕立て上げようとしてきました。立川自衛隊官舎ビラ配布弾圧事件からはじまり、国公法弾圧堀越事件、葛飾ビラ配布事件、そして本件へと続いているのです。性懲りも無く事件を作り上げることに血道をあげている公安警察・検察こそ、反省がないと言えます。

## (2) 「罪を逃れるために虚構の事実を述べ」について

検察官は言うに事欠いて、私に対し「罪を逃れるために虚構の事実を述べている」と断じています。悪い冗談としか思えません。これについては、自分の名誉のために一言述べておきたいと思います。罰金を逃れるために、法廷で虚偽の陳述をするなどと、見損なわなないでもらいたい。もちろん、検察官は、私がどういう人間であるかには関心がなく、ただ単に犯罪者にしたいだけのようです。私が虚偽の陳述をしていることにしなければ、辻褄が合わないということから、私が罪を逃れるためにという論告になったと思われませんが、そもそも、事実で勝負できないのなら起訴しなければいいのです。

何が事実か、検察官自身は知っているはずです。もしかすると、法廷で宣誓までした警察官が偽証をするはずがないと思っているのでしょうか。そうであれば、検察官の目は節穴です。そうでなければ、意図的に偽証させたことになり、これは明らかに犯罪です。第三の結論はあり得ませんので、検察官としての資格がないことは間違いのないことです。

## (3) 検察官としての品格について

検察官が身に付けているバッジは、「秋霜烈日」と称されているようです。そしてその由来は、犯罪に対して秋の厳しい霜や夏の強い日差しのように臨むという意味のようです。しかし、自らには随分甘いようです。偽証を積み上げることでしか立件できない検察官には、縁もゆかりもない話です。

公判において、特に許せないことは、証言した警察官とその証言を引き出している検察官が公務員であるということです。公務に携わる者は、憲法の遵守、法の下での平等を当然、念頭において携わるべきです。しかし、彼らの頭にあるものは、政府の政策に反対する者を国賊扱いする公安警察の理論だけです。公務員にそんなことが許されるのでしょうか。結果、法廷で偽証を積み重ねることによって立証しようとしたのです。俗な言葉で言えば、彼らは「法廷をコケ」にしているのです。裁判長、裁判官、傍聴人を侮辱し、冒瀆するものです。検察官は長い間の公安警察とのつきあいの中で、心底、墮落してしまったようです。

## 2 裁判官への要請について

この裁判の争点については詳細に弁護人から説明されたので、私からは、裁判長並びに裁判官に、いくつかお願いしたいことがあります。

### (1) 事件の背景は隠しようがないこと

本裁判では、公安警察による日本共産党の敵視政策とそれに基づいた政治活動の妨害といった組織的策動については、争点となっていません。そのため、判決にはこの点は一切触れられないと思われませんが、本事件の本質がそこにあることは間違いありません。よく冗談で言われます。自民党や公明党のビラであったら逮捕、起訴などなかったのにと。

本事件の、私の行為だけを切り取って決着をつけることは誤りだと思います。判決に当っては、こうした背景を踏まえて結論を出してもらいたいと思います。

### (2) 事実に基づいた審理を

次に、事実に基づいた判決をお願いしたいと思います。十分お分かりのとおり、本件は検察側証人の偽証によってしか立件できませんでした。詳細は省きますが、国井は、世田谷署の調書でも述べていない「私を不審者だと思った」などと公判で証言し、小澤は、私をパトカーに乗せるとき「シャツの背中を掴んだ」「腰のあたりだった」「いや、リュックの下から手を入れた」など、その証言には、つつい私も大きな声を出してしまいました。さらに、「私が仲間に連絡をとったから急いで現場を離れる必要があった」として、身体検査や持ち物のチェックをしなかった」と証言していますが、身体検査や持ち物のチェックは、1～2分あればできます。それをせず、国井や山本に後で署にきてくれと、住所や名前を数分聞いているのです。身体検査や持ち物のチェックができる時間は十分あったのです。持ち物のチェックをしなかったのは、国井が警察官に「私が不審者」ということを伝えていないことの証明でもあります。不審者でありテロなどの恐れがあるなら、最初に臨場した警察官にそのことを告げ、持ち物のチェックがされていたでしょう。

また、肩野は、「はじめに逮捕されていることを告げたら、住所、氏名や職業をべらべらしゃべった」などと証言しましたが、堀越事件のこともあり、様子が見え

ない中で自分から国家公務員であることなど話すはずがありません。

以上のように、事実は私が供述したことそのものです。警察官の言うことだから信用できるなどは幻想です。公判での証言に基づいて判断していただきたいと思えます。

### (3) 公務の中立性

公務の中立性と国家公務員の政治的中立は、一体であるべきでしょうか。国家公務員法では、政治団体への加入が許されています。憲法で保障されているのですから、当然のことです。このことから、国家公務員の政治的中立は求めていることになりません。あるとすれば、公務における政治的中立です。そして、それは勤務時間外の政治活動の規制ではなく、憲法をはじめ、行政を進めるための各種法令、執務規定と組織としての上司の指揮監督によって、行われるものです。あくまで公務の中立性は、勤務時間内の国家公務員としての職務や職権に関したものであるべきです。

猿払事件最高裁判決では、すべての政治活動を許せば、公務内に政治的対立が発生して、行政が停滞し、結果として国民の信頼を失う、などと想像力を大いに働かせています。また、社会保険庁職員の国家公務員法違反事件の東京地裁判決では、「ビラを配布したときに国家公務員であるとわからなくとも、後にわかれば、それは国民の信頼を損なう」とまで言っているのです。政治団体への加入が認められているのですから、あとでビラを配ったのが国家公務員であったとわかったとしても何の問題もありません。

また、政治団体への加入が認められているのですから、猿払事件最高裁判決のとおりであれば、政治活動をするしないにかかわらず、とうの昔に政治的な対立が発生しているはずですが、田中諭さんや山瀬徳行さんが証言されたように、仕事と政治活動は分離されているのです。「ビラを配ると公務に支障をきたし国民の信頼をなくす」など、実態的にも論理的にも成り立つものではありません。

国民はそんなことを問題にはしていないのです。国民が問題にするのは、行政の中での汚職や自らへの不利益な扱い等です。

## (5) 時代に対応した判決を

検察官は、30数年前の猿払事件最高裁判決を一つ覚えのように繰り返していましたが、時代は動いており、猿払事件当時と現在では状況は大きく変わっています。にもかかわらず、「国家公務員法と人事院規則の合憲性については、猿払判決で決着済みである」と強弁しているのです。一体、猿払判決後の国際人権規約の批准や公務の民営化等について、どのように考えているのでしょうか。検察官は、弁護側証人の「猿払判決は見直されなければならない」に一切反論していません。そのことは、弁護側の証言どおりであることを肯定したものと言えます。そして司法に対し、最高裁判所が出した判決は変えられないだろうと「裁判所へ挑戦」しているとも言えます。

先人が下した判決を変えることは、それなりに勇気がいることとは思いますが、社会状況にも大きな変化があり、猿払判決に縛られる必然性は何もないと思います。判例踏襲こそが問題であり、元々問題のあった判決を葬ってやることこそ、後輩としての役目ではないかと思います。

## (6) おわりに

なぜ、国家公務員であるというだけで政党ビラの投函が犯罪とされなければならないのでしょうか。社会にどれほどの害悪があったのでしょうか。まったく無いと言えます。一国民としての憲法に保障された行為が犯罪とされるなど異常なことです。公安警察・検察の違法な行為は誰かが止めなければなりません。そしてその役割は裁判所が負っていると思います。当たり前のことが当たり前である社会にしていきたいと思います。

また、この裁判は、私の行為が犯罪であるか否かが争われていますが、その結果は、私一人にとどまるものではありません。この裁判は、憲法が保障する言論表現の自由と国家公務員の政治活動の自由が守られるか否かが問われているのです。時代の転換点においては重要な場面が現れます。この裁判もその一つではないかと思います。判決が無罪であれば、公安警察・検察の動きは規制され、民主主義の発展へと大きく動くこととなります。また、有罪であれば、国民の言論表現は一層規制され、民主主義にとって冬の時代を迎えることとなります。社会の方向を正しく導

くことも司法の役割ではないでしょうか。

近年、あらゆるところで、「偽装」が噴出していますが、この公判でも偽証がまかり通っています。こんなことが許されてはならないと思います。ぜひとも事実、真実に基づいた判決をお願いするとともに、ごまかしのない憲法に則った判決を出されますようお願いし私の陳述を終わらせていただきます。

以 上